

資料 3

戸籍と住民基本 台帳との連携に ついて

戸籍法上の届出等により判明した情報を住民基本台帳へ反映することについて（案）

○ 連携の趣旨

- ・ 住民の届出義務の軽減
- ・ 住民票の記載内容の正確性の確保

○ 住民基本台帳に反映される手続

I 記載

（例）出生した者について出生届
→住所地において、その者に係る住民票を新たに記載

II 消除

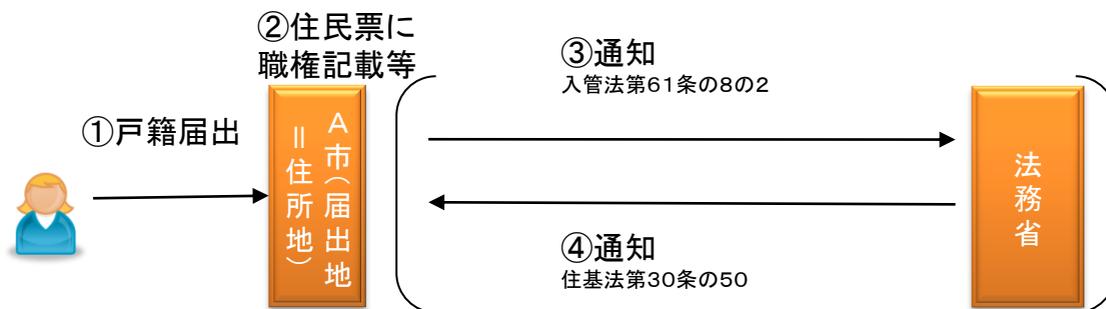
（例）死亡した者について死亡届
→住所地において、その者に係る住民票を消除

III 記載の修正

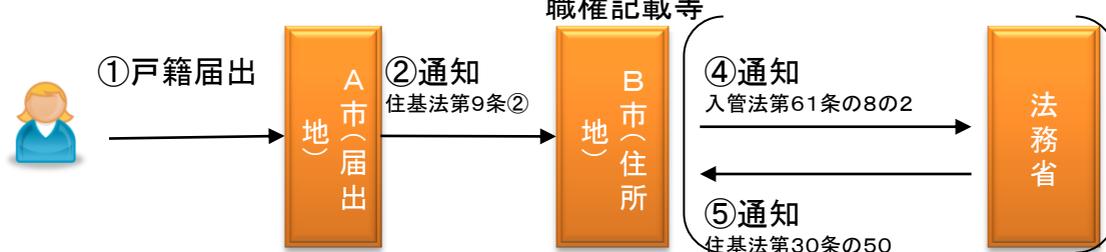
（例）婚姻した者について婚姻届
→住所地において、その者に係る住民票の記載事項のうち、続柄を修正（同居人→妻 など）
（婚姻に伴い新たな市町村へ転入する場合は、別途転出・転入の届出をする必要あり）

I～IIIにおける手続のイメージ

○ パターン1（届出地＝住所地）



○ パターン2（届出地≠住所地）

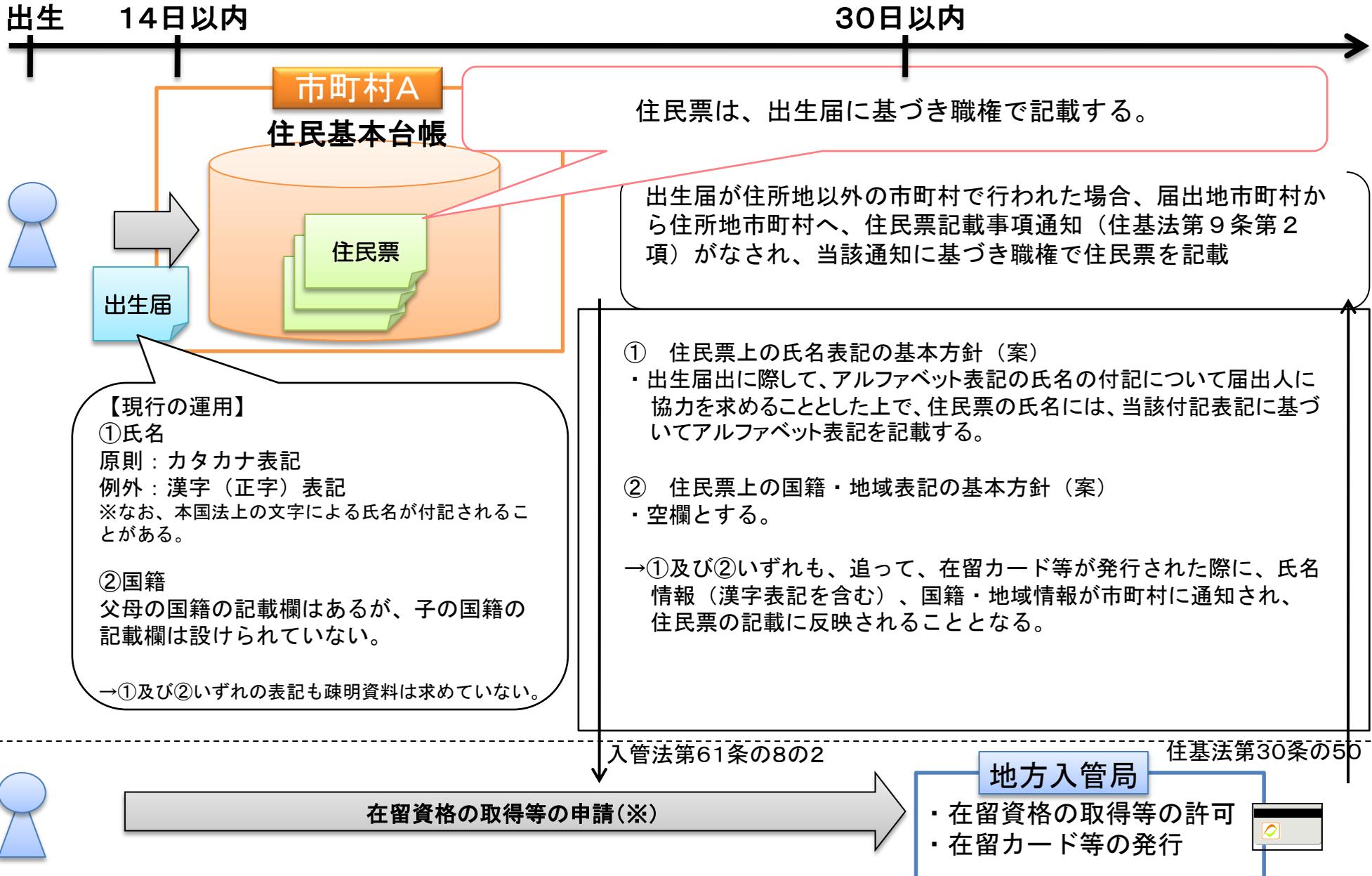


○ 戸籍に関する届出等又は住基法第9条第2項通知に基づく住民票の処理について

通知の運用も含め、原則として、日本人と同様の取扱いとする。ただし、外国人については、以下の点に留意する必要がある。

- ・ 戸籍法上、外国人に適用されない届出がある（入籍届、分籍届、転籍届、就籍届、復氏届、氏名の変更届）。
- ・ 帰化届・国籍取得届及び国籍喪失届・国籍喪失報告があった場合は、新たな住民票の記載をするとともに、従来の住民票を消除することとして取り扱う。
- ・ 住民票に記載等が必要となる戸籍の届出については、住民票の氏名の記載及び氏名による同一人性確認の観点から、戸籍の届書に、カナ氏名又は漢字氏名（日本の正字に限る）に加え、アルファベット氏名の付記をするよう届出人に協力を求めることとする（住基法第9条第2項通知には届書に付記されたアルファベット氏名を含めることとする）。また、氏名による同一人性確認が必要となる場合においては、届書におけるアルファベット氏名は在留カード、特別永住者証明書の記載に倣うこととする。

出生届があった際の住民票の記載について（案）

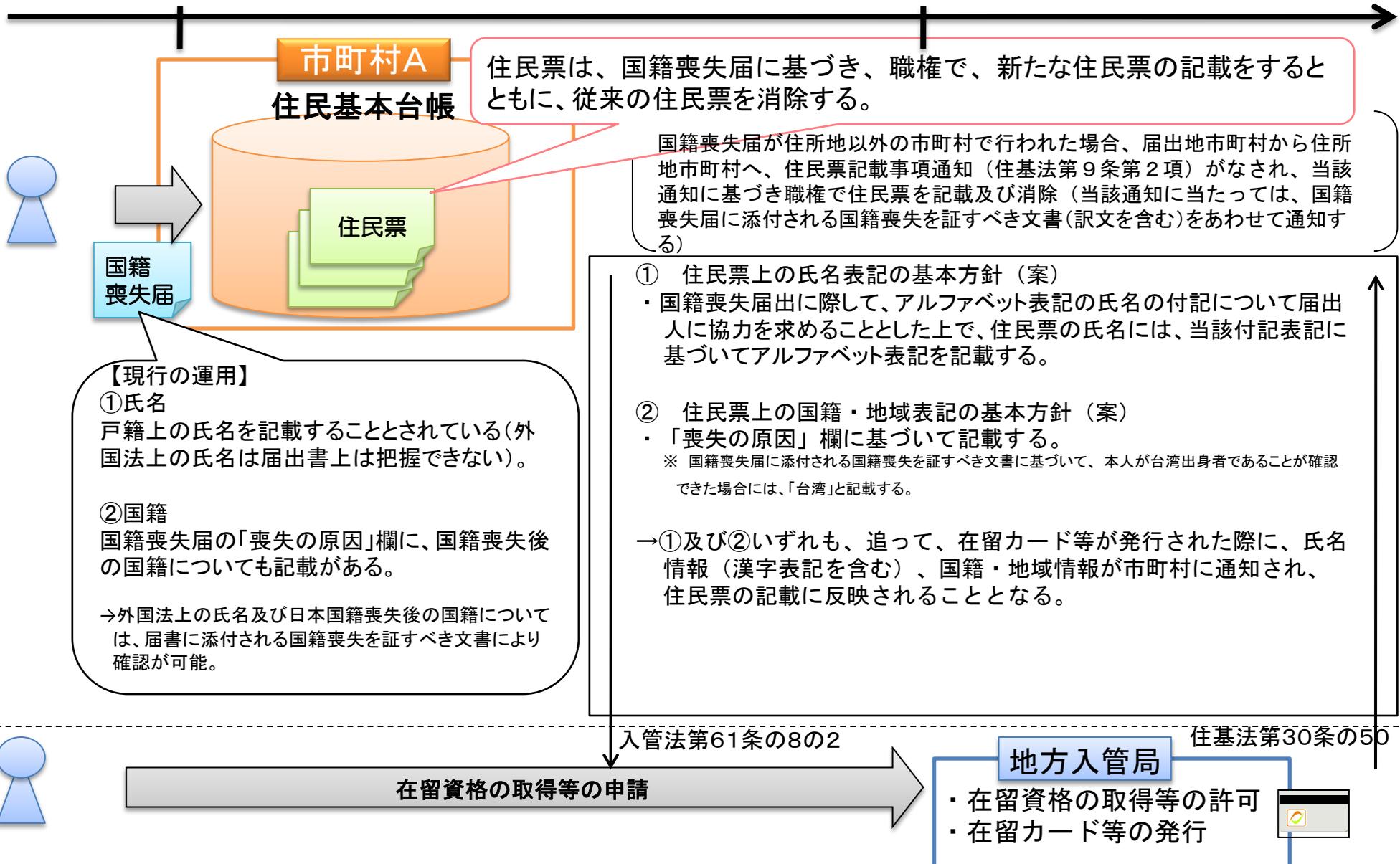


(※) 特別永住許可申請については、60日以内に居住地の市町村に行く。(入管特例法第4条)

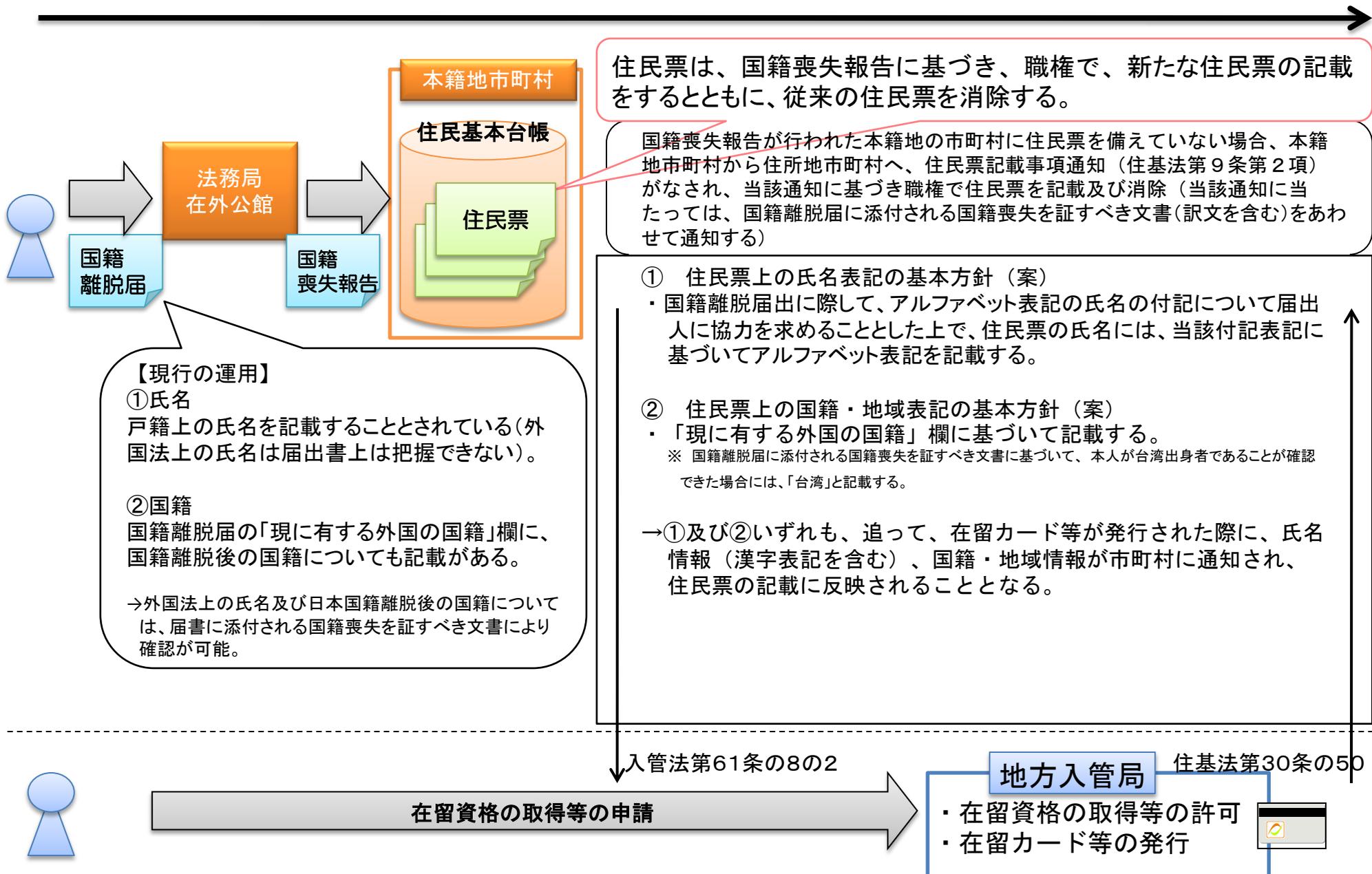
国籍喪失届があった際の住民票の記載について（案）

国籍喪失の事実を知った
日から1か月以内

日本国籍を離脱した
日から30日以内



国籍喪失報告があった際の住民票の記載について（案）



住民票は、国籍喪失報告に基づき、職権で、新たな住民票の記載をするとともに、従来の住民票を消除する。

国籍喪失報告が行われた本籍地の市町村に住民票を備えていない場合、本籍地市町村から住所地市町村へ、住民票記載事項通知（住基法第9条第2項）がなされ、当該通知に基づき職権で住民票を記載及び消除（当該通知に当たっては、国籍離脱届に添付される国籍喪失を証すべき文書（訳文を含む）をあわせて通知する）

【現行の運用】

①氏名

戸籍上の氏名を記載することとされている（外国法上の氏名は届出書上は把握できない）。

②国籍

国籍離脱届の「現に有する外国の国籍」欄に、国籍離脱後の国籍についても記載がある。

→外国法上の氏名及び日本国籍離脱後の国籍については、届書に添付される国籍喪失を証すべき文書により確認が可能。

① 住民票上の氏名表記の基本方針（案）

・国籍離脱届出に際して、アルファベット表記の氏名の付記について届出人に協力を求めることとした上で、住民票の氏名には、当該付記表記に基づいてアルファベット表記を記載する。

② 住民票上の国籍・地域表記の基本方針（案）

・「現に有する外国の国籍」欄に基づいて記載する。

※ 国籍離脱届に添付される国籍喪失を証すべき文書に基づいて、本人が台湾出身者であることが確認できた場合には、「台湾」と記載する。

→①及び②いずれも、追って、在留カード等が発行された際に、氏名情報（漢字表記を含む）、国籍・地域情報が市町村に通知され、住民票の記載に反映されることとなる。

入管法第61条の8の2

地方入管局

住基法第30条の50

在留資格の取得等の申請

・在留資格の取得等の許可
・在留カード等の発行



帰化届・国籍取得届があった際の住民票の記載について（案）

告示(取得)の日から
1か月以内

